

○赤磐市文化財保護委員に関する規則

平成 17 年 3 月 7 日
教育委員会規則第 39 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、赤磐市文化財保護委員(以下「保護委員」という。)の所掌事項、組織及び会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 保護委員は、文化財の保存及び活用に関し、次に掲げる事項について赤磐市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に答え、又は教育委員会に意見を具申し、及びこのために必要な調査研究を行う。

- (1) 国及び県指定の重要文化財、重要無形文化財、重要民俗資料及び史跡名勝天然記念物の保存又は活用に関すること。
- (2) 市指定の有形及び無形の重要文化財、重要民俗資料及び史跡、名勝、天然記念物(以下「市指定重要文化財等」という。)の指定及び指定の解除に関すること。
- (3) 市指定重要文化財等(重要無形文化財は除く。)の重要な現状変更の承認に関すること。
- (4) 市指定重要文化財等(重要無形文化財は除く。)の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の設置の命令に関すること。
- (5) 文化財の保存又は活用についての専門的技術的事項に関すること。

(組織)

第 3 条 保護委員は、10 人以内とし、文化財保護に関し高い識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 保護委員の任期は、2 年とする。ただし、教育委員会は、特別の事情があるときは、保護委員の任期中でも解嘱することができる。

3 補欠保護委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 4 条 保護委員の職務を円滑に行うため、保護委員をもって、赤磐市文化財保護委員の会議(以下「会議」という。)を構成する。

(議長等)

第 5 条 会議に議長及び副議長各 1 人を置き、保護委員の互選により定める。

2 議長及び副議長の任期は、保護委員の在任期間とする。

3 議長は、会議を主宰する。議長に事故があるとき、又は欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

(議事)

第 6 条 会議は、必要に応じて議長が招集する。

2 保護委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することができない。

3 会議の議事は、出席保護委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 保護委員に関する庶務は、教育委員会社会教育課においてつかさどる。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 3 月 7 日から施行する。

(経過措置)

2 最初に委嘱された委員の任期は、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

